

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 15 日

上越市長 中 川 幹 太

記

1 委託事務の内容（委託をした歳入等）

し尿くみ取り手数料（仮設トイレに限る）の徴収事務

2 委 託 先

NO.	名 称	事務所の所在地
1	株式会社上越メンテナンス	上越市高土町 3 丁目 10 番 14 号
2	株式会社上越浄化槽管理センター	上越市大和 3 丁目 4 番 53 号
3	合資会社平和環境サービス	上越市大字新保古新田 262-3
4	一般財団法人上越市環境衛生公社	上越市春日新田五丁目 21 番 15 号
5	新潟スーパー産業株式会社	柏崎市大字茨目 1880 番地 1
6	株式会社環境サービス	上越市浦川原区横川 457 番地 3
7	有限会社頸南清掃社	上越市中郷区藤沢 1118 番地 3

3 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

4 委 託 期 間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで